

# 令和5年10月5日小矢部市農業委員会総会議事録

- 1 日 時 令和5年10月5日(木)  
15時05分～15時55分
- 2 場 所 小矢部市役所 特別会議室(2階)
- 3 議 事 議案第21号 農地法第3条の規定による許可申請について 2件  
議案第22号 農地法第5条の規定による許可申請について 3件  
議案第23号 農用地利用集積計画の制定について
- 4 協議事項 なし
- 5 報告事項 1) 農地法第3条の3第1項の規定による届出  
2) 非農地通知について  
3) 業務報告・予定  
4) その他

出席委員 20名

1番 田 悟 敏 子	11番 中 川 邦 夫
2番 三 輪 和 雄	12番 和 田 由美子
3番 吉 江 秀 一	13番 洪 谷 達 也
4番 石 丸 正 明	14番 西 村 一 成
5番 宮 西 勝 昇	15番 中 田 栄 信
6番 加 賀 谷 良 雄	16番 高 橋 賢 治
7番 木 村 鉄 雄	17番 山 本 克 博
8番 唐 島 隆 夫	18番 大 浦 正
9番 加 藤 裕	19番 福 原 智 子
10番 山 崎 外 喜 雄	20番 水 上 龍 二

欠席委員

令和5年10月5日農業委員会総会議事録

発 言 者	発 言 事 項
<p>会長</p>	<p>お揃いですので、ただいまから10月の小矢部市農業委員会総会を始めさせていただきたいと思えます。まずもって、今からの現地調査の例を皆さんに見ていただきました。だいたいああいうような判断基準でこれからの現地調査について皆さんとともに進めてまいりたいと思えますのでよろしくお願いします。秋もだいたい一段落かなというような時期になっておりまして、この後、はと麦、大豆、大麦といった作業があるかと思えますけれども、天候が心配であります。そういった中で今回の総会を始めさせていただきますので、よろしくお願いします。</p> <p>まず最初に、本日欠席委員はございません。ただいまの出席委員は、20名で定足数（過半数）に達しておりますので、総会は成立しております。</p> <p>本日の議事録署名委員を指名いたします。7番の木村委員さんと9番の加藤委員さんをお願いいたします。</p> <p>それでは、本日の付議議案を申し上げます。</p> <p>○議案第21号 「農地法第3条の規定による許可申請について」計2件</p> <p>○議案第22号 「農地法第5条の規定による許可申請について」計3件</p> <p>○議案第23号 「農用地利用集積計画の制定について」 以上、3件の付議議案となっています。</p> <p>それでは、議案第21号「農地法第3条の規定による許可申請について」事務局より説明をお願いします。</p>
<p>事務局</p>	<p>議案第21号「農地法第3条の規定による許可申請について」ご説明します。議案書1ページをご覧ください。</p> <p>受付番号15番は、売買により所有権移転を行おうとするものです。対象の農地は8筆で、合計面積は816.61㎡となっております。譲受人が〇〇さん、譲渡人が〇〇さん外1名です。位置図については、1ページから7ページをご覧ください。</p> <p>農地法第3条第2項各号には許可できない場合が掲げられていますが、そのいずれの条項にも該当しないため、許可条件を満たしているものであります。以上です。</p>

会長	<p>それでは、〇〇地区担当の〇〇委員さんより、受付番号15番について、調査報告をお願いいたします。</p>
〇〇委員	<p>ご報告申し上げます。ただいまの申請地は〇〇の後ろの山手の辺をみていただければいいように思います。譲渡人は〇〇さんと〇〇さんとお2人ですが、いずれも〇〇の方にお住まいでありまして、元々当地区におられた〇〇さんの娘さんということでもあります。〇〇でお住まいなので、いろいろ整理するものは整理したいということで、〇〇さんの親戚筋である〇〇さんの方に依頼があったということで、〇〇さんの方も該当地区の付近に自分の持ち分の所有地もあるということ、親戚であるということも含めて今回売買に至ったわけでもあります。土地はここに書いてありますように、8筆で一反にもならないようなところなので、とりあえず今何をしようというわけではなくて、今も荒地という状況で、その後整理するのではないかなと思います。〇〇さんの方もボランティアかなと笑っておられました、そのような状況なので一つご審議のほどよろしく申し上げます。</p>
会長	<p>ただいまの件について、ご質問等ございませんか。</p>
会長	<p>受付番号15番について、質問が無いようですので、次に、受付番号16番について、事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>受付番号16番は、売買により所有権移転を行おうとするものです。対象の農地は2筆で、合計面積は400㎡となっております。譲受人が〇〇さん、譲渡人が〇〇さんです。位置図については、8ページから9ページをご覧ください。</p> <p>農地法第3条第2項各号には許可できない場合が掲げられていますが、そのいずれの条項にも該当しないため、許可条件を満たしているものであります。以上です。</p>
会長	<p>それでは、〇〇地区担当の〇〇委員さんより、受付番号16番について、調査報告をお願いいたします。</p>
〇〇委員	<p>ご報告いたします。譲渡人は〇〇さん、〇〇にお住まいでございます。譲受人は〇〇にお住まいの〇〇さんです。申請地は〇〇ということでございます。地目は田ですが、現状は荒地になっています。前</p>

	<p>回、〇〇さんから農地転用ということで、この土地の近くを転用しましたが、この〇〇さんは空き家バンクに入っていた住宅を購入と共にこの土地を購入するとなったわけです。本人さんと奥さんと住んでおられます。お話を聞きますと、アパートが狭いということもありますが、野菜に興味がありまして、地元の人に教えてもらいながら野菜作り等を進めていきたいと言われておりました。旦那さんは〇〇歳、奥さんは〇〇歳ということで、いち早くこの地区に移住していただけないかと聞いたところ、来年の5月までには入りたいなということで、この荒地をどうしたらいいのかということをお近所の人たちと教えてもらいながら進めていきたいなと言っておられましたので、〇〇を作っておられる方々をご紹介させていただき、できたものを〇〇で販売させてもらえたらいいのではないかとということで地元の皆さんも来てもらうことに歓迎であると言っておられました。申請についても問題はありませので、ご審議のほどよろしくお願ひします。</p>
会長	<p>ただいまの件について、ご質問等ございませんか。</p>
会長	<p>無いようですので、「異議なし」として議案第21号については「承認」としてよろしいですか。</p>
全委員	<p>異議なし</p>
会長	<p>それでは「異議なし」として、議案第21号については「承認」といたします。</p> <p>続いて、議案第22号「農地法第5条の規定による許可申請について」、事務局より説明していただきます。</p>
事務局	<p>議案第22号の「農地法第5条の規定による許可申請について」ご説明します。議案書2ページをご覧ください。</p> <p>受付番号17番は、使用貸借権の設定ということで貸人が〇〇さん、借人が〇〇さんです。対象の農地は1筆で面積が240㎡となっており、住宅敷地のため転用を行おうとするものです。位置図については、10ページから13ページをご覧ください。</p> <p>この申請は、農地法の運用通知で規定されております、『集落接続』という許可基準に合致しておりますので、転用することが可能です。以上です。</p>

会長	<p>それでは、〇〇地区担当の〇〇委員さんより、受付番号17番について、調査報告をお願いします。</p>
〇〇委員	<p>ご報告申し上げます。譲受人〇〇さんというのは、譲渡人〇〇さんの妹にあたります。〇〇の方に嫁に行かれて、大分年にもなつて、旦那さんが体の都合が悪くなって、山の中で生活するのは苦しいという話になって、兄である〇〇さんに相談されたそうです。平野部の方に出たいなということで相談されたところ、〇〇さんの所有する田の一角を提供するからここに住めばどうだという提案に乗かってこちらの方に引っ越しをしたいということです。近くには電線、上下水道の配管等も来ておりますので、経費的に安く上がるのではないかとこのことを提案したところそれもそうだということで、本当は兄の近くであまり行きたくはないのだけどという話もあったのですが、納得してこちらの方に家を建てるという話になったそうです。兄弟間の使用貸借ということでありますので、将来的にもトラブルになることはまず考えられないだろうということで、問題ないだろうと思っております。以上です。</p>
会長	<p>ただいまの件について、ご質問等ございませんか。</p>
〇〇委員	<p>公衆用道路と用悪水路が国土交通省になっていますが。</p>
事務局	<p>登記簿上、国土交通省のまま残っています。</p>
会長	<p>受付番号17番について、以上で質問が無いようですので、次に、受付番号18番について、事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>受付番号18番は、所有権の移転ということで譲渡人が〇〇さん外1名、譲受人が〇〇さんです。対象の農地は3筆で合計面積が448㎡となっており、宅地分譲地のため転用を行おうとするものです。位置図については、14ページから18ページをご覧ください。</p> <p>この申請は、農地法の運用通知で規定されております、都市計画法の用途区域内であるため第3種農地となり、『原則許可』という許可基準に合致しておりますので、転用することが可能です。</p> <p>以上です。</p>

会長	<p>それでは、〇〇地区担当の〇〇委員さんより、受付番号18番について、調査報告をお願いします。</p>
〇〇委員	<p>報告いたします。申請地は位置図14ページの赤枠に書いてあるところです。〇〇さんと〇〇さん双方にお聞きしてまいりました。〇〇さん自身は土地を手放すのは今回初めてなので、本当はご先祖さんに申し訳ないと言っておられました。私自身が田んぼをすればいいとは思いますが、年が年だし、なかなか管理できないからこれを機会に判断したとおっしゃっていました。〇〇さんも親父が決めたことなので、何の反対とも思っておりませんし、今の時代この面積の農地を維持するのも大変なので、せっかくの機会なので、便乗した形になりますが、了解したということをおっしゃっておられました。合わせて450㎡の土地に2区画の住宅の建設予定ということになっております。地元の区長さん、生産組合長等の了解も得た書面も出ておりますので、ご承認をいただきたくよろしく申し上げます。</p>
会長	<p>ただいまの件について、ご質問等ございませんか。</p>
会長	<p>受付番号18番について、質問が無いようですので、次に、受付番号19番について、事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>受付番号19番は、所有権の移転ということで譲渡人が〇〇さん、譲受人が〇〇さんです。対象の農地は1筆で面積が333㎡となっており、宅地分譲のため転用を行おうとするものです。位置図については、19ページから21ページをご覧ください。</p> <p>この申請は、農地法の運用通知で規定されております、都市計画法の用途区域内であるため第3種農地となり、『原則許可』という許可基準に合致しておりますので、転用することが可能です。</p> <p>以上です。</p>
会長	<p>それでは、〇〇地区担当の〇〇委員さんより、受付番号19番について、調査報告をお願いします。</p>
〇〇委員	<p>ご報告いたします。先ほどの位置図の19ページを見ていただきますと、申請地は、〇〇の後の方からちようど川を挟んで反対側に土地がございます。この土地を調査しに行きましたら、もう表土をはぐってしまっていて、田んぼの状況にはなっておりませんでした。近隣もま</p>

	<p>だ若干農地が残っていますが、近隣の方の承諾書も入れております。〇〇さんに聞きましたら、ここらの田んぼもこれだけの大きさのものをしてくれる人がいない、自分でやろうと思っても困難になってきた、若い人もしてくれる人もいないという本音のようなお話をされました。現実的に周辺の農地も今離そうか、明日離そうかと話をしておられました。先ほどいいましたように、ここは都市計画の地域でありますし、地元の役員の皆さんの了解の認めも押しておられますので、ご了解をいただきまして、ご承認いただきたいと思っております。</p>
会長	<p>ただいまの件について、ご質問等ございませんか。</p>
〇〇委員	<p>20ページの申請地の下の宅地が現況宅地、登記上田となっておりますが、転用せずに建ててあるということですか。</p>
事務局	<p>転用の許可は取っておりますが、まだ登記されていません。すぐに登記するかは本人さんの判断です。まだ建物は建っていません。</p>
会長	<p>以上で無いようですので、「異議なし」として議案第22号については「承認」としてよろしいですか。</p>
全委員	<p>異議なし</p>
会長	<p>それでは「異議なし」として、議案第22号については「承認」といたします。</p> <p>続いて、議案第23号「農用地利用集積計画の制定について」事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>議案第23号の「農用地利用集積計画について」ご説明いたします。4ページをご覧ください。小矢部市長より農地利用集積計画の制定について諮問がありました。</p> <p>内訳につきましては、5ページの利用権設定集計にありますように、「10年以上」利用権設定が8件で、合計面積が22,224㎡であり、すべて新規となっております。「6年以上10年未満」、「3年以上6年未満」、「1年以上3年未満」の利用権設定はありません。</p> <p>申請の内容は6ページに記載のとおりです。</p>

会長	ただいまの件について、ご質問等ございませんか。
〇〇委員	2人の方は、新規で設定で、農林水産公社へ預けられるのですか。
事務局	農林水産公社へ預けてその後〇〇さんへ預けられる予定です。
会長	以上で無いようですので、「異議なし」として議案第20号の受付番号14番から16番については「承認」としてよろしいですか。
会長	<p>それでは「異議なし」として、議案第23号については「承認」といたします。</p> <p>これで、付議議案はすべて終了いたしました。</p> <p>協議事項は、今回ありません。</p> <p>次に、報告事項について事務局より説明していただきます。</p>
事務局	<p>報告事項説明</p> <p>1) 農地法第3条の3第1項の規定による届出 7～8ページ</p> <p>2) 非農地通知について 9～12ページ</p> <p>3) 業務報告・予定 13ページ</p> <p>4) その他連絡事項</p>
会長	それでは、ただいまの件について、ご質問等ございませんか。
〇〇委員	〇〇の件数30件というのはどういう意味ですか。
事務局	件数というのは所有者の数です。
会長	<p>無いようでしたら、本日の案件については全て終了いたしました。</p> <p>これにて総会を閉会したいと思います。</p> <p>閉会の挨拶を吉江職務代理よりお願いします。</p>
職務代理	皆さんご苦勞様でした。今回農地パトロールということで初めての方もたくさんおられたと思いますが、この時期には毎年パトロールをやっているということです。それから、利用状況調査についても事務局から説明がありましたが、今月いっぱいの実施ということで、大変な作業となりますが、班ごとで連絡を取り合って怪我のないように調

	査の方お願いします。本日はごくろうさまでした。
	－10月総会終了－

上記の通り、総会の議事録を確認する。  
なお、会長は議事録署名委員と共に署名をする。

令和5年10月5日

会長 唐 島 隆 夫

議事録署名委員 7番 木 村 鉄 雄

9番 加 藤 裕